

所得金額の計算方法

① 収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

● 障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「その年に受け取る年金額^(※)」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

※ 「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

● 公的年金等控除額は、以下のように年金以外の所得額、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

所得が年金のみ または 年金以外の所得が年間 1,000 万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	110 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	195 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	60 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	195 万 5 千円

《計算例 1》65 歳以上の方で受け取っている年金額が 145 万円の場合

145 万円（受け取る年金額）－110 万円（公的年金等控除額）＝ 35 万円（年間所得の見積額）

《計算例 2》65 歳未満の方で受け取っている年金額が 50 万円の場合

50 万円（受け取る年金額）－ 60 万円（公的年金等控除額）＝ 0 万円（年間所得の見積額）

* マイナスとなった場合は所得額は 0 円となります。

年金以外の所得が年間 1,000 万円超～2,000 万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	100 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	185 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	50 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	185 万 5 千円

年金以外の所得が年間 2,000 万円超の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	175 万 5 千円
65 歳未満	130 万円以下	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	175 万 5 千円

②収入が給与の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

「給与の収入金額」－「給与所得控除額」＝「給与所得の金額」

●給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（Ｂ）	給与所得控除額
162 万 5 千円以下	55 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	$(B) \times 40\% - 10 \text{ 万円}$
180 万円超 360 万円以下	$(B) \times 30\% + 8 \text{ 万円}$
360 万円超 660 万円以下	$(B) \times 20\% + 44 \text{ 万円}$
660 万円超 850 万円以下	$(B) \times 10\% + 110 \text{ 万円}$
850 万円超	195 万円

《計算例》給与の収入金額が 90 万円の場合

90 万円（給与の収入金額）－ 55 万円（給与所得控除額）＝ 35 万円（年間所得の見積額）

③一定の条件に該当する場合、給与所得控除には「所得金額調整控除」の額が加算されます。

● 公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額の計算方法 年金所得額^(※) ＋ 給与所得額^(※) － 10 万円

※：10 万円を超える場合は 10 万円

《計算例》65 歳以上の方で受け取っている年金額が 180 万円

及び給与の収入金額が 200 万円である場合

給与所得控除額：200 万円（給与の収入金額） $\times 30\% + 8 \text{ 万円} = 68 \text{ 万円}$

所得金額調整控除額：10 万円（年金所得の上限額） $+ 10 \text{ 万円（給与所得の上限額）}$

$- 10 \text{ 万円} = 10 \text{ 万円}$

200 万円 $- 68 \text{ 万円（給与所得控除額）} - 10 \text{ 万円（所得金額調整控除額）}$

$= 122 \text{ 万円（給与所得の見積額）}$

● 給与収入が 850 万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する。
- ・ 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・ 23 歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額の計算方法 $(\text{給与の収入金額}^{(*)} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$

※：1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

《計算例》給与の収入金額が 1,200 万円で、23 歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額： 195 万円

所得金額調整控除： $(1,000 \text{ 万円} (\text{給与の収入の上限額}) - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = 15 \text{ 万円}$

$1,200 \text{ 万円} (\text{給与の収入金額}) - 195 \text{ 万円} (\text{給与所得控除額})$
 $- 15 \text{ 万円} (\text{所得金額調整控除額}) = 990 \text{ 万円} (\text{年間所得の見積額})$

④収入が退職手当の場合の計算方法は次のとおりです。

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。

ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。退職手当の区分には「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が 5 年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が 5 年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職所得の金額の計算方法などについて、詳しくは『国税庁ホームページ』をご確認いただくか、税務署にお尋ねください。

$(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」}) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$

●退職所得控除額は、退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数 ^(※)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × 勤続年数
20 年を超える	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

※勤続期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は 1 年に切り上げて勤続年数を計算します。

長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

計算した退職所得の金額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。

⑤収入がその他の場合の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額 ^(※1)
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額 ^(※) ※「特別控除額」は扶養親族等の所得額計算の際は控除されません。 本人所得の計算の際は控除されます。
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得	公的年金等以外 ^(※2) の場合 総収入金額－必要経費

※1：所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

※2：公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。

（注）所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。